

令和6年度

事業計画書

公益財団法人 和歌山県市町村振興協会

# 令和6年度 公益財団法人和歌山県市町村振興協会事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

本協会は令和6年度においても、市町村振興宝くじの収益金及びその運用益を活用して、市町村の健全な発展と住民福祉の増進に資することを目的に、定款第4条に定める次の事業を実施いたします。

## ◇ 公益目的事業1 (市町村振興支援事業)

### 1 資金貸付事業 (定款第4条第1項第1号)

市町村の災害対策事業及び施設整備事業等に対し、下記のとおり短期及び長期の資金貸付を行う。

#### 【貸付枠】

(短期貸付) 5億円

(長期貸付) 11億5,500万円

財源内訳：県協会資金 8億900万円

全国協会借入金 3億4,600万円

#### 【貸付対象事業】

(短期貸付) 災害時における市町村の緊急融資事業および災害防止対策事業等

(長期貸付) 市町村における整備を要する施設整備事業等

#### 【貸付利率】

(短期貸付) 財政融資資金の貸付金利を基準として理事長が定める。

※ただし、災害救助法の適用を受けた市町村に対する短期貸付は無利子とする。

(長期貸付) 下記のとおり、全国市町村振興協会の貸付金利に準じた率とする。

財政融資資金の貸付金利 年0.7%以上3.3%未満…当該貸付金利－0.3%

財政融資資金の貸付金利 年0.3%以上0.7%未満…年0.3%

財政融資資金の貸付金利 年0.3%未満…財政融資資金と同率

※ただし、下限利率については、12年償還については、年0.11%、20年償還については年0.18%とする。

**【償還期限】**

- (短期貸付) 同一会計年度一括返済  
(長期貸付) 12年(内、2年据置)  
20年(内、3年据置)

**2 市町村振興宝くじ等収益金の交付事業(定款第4条第1項第2号)**

※予算額 356,000,000 円

**【毎年度配分】**

和歌山県から交付されるサマージャンボ等(※1)及びハロウィンジャンボ等(※2)の収益金を県内全市町村に対し、地方財政法第32条に規定する事業を対象に市町村交付金を交付する。

本年度の交付金額は下記のとおりとし、交付金額の配分基準は、均等割30%、人口割70%で算出する。

(交付金額)

サマージャンボ等 : 和歌山県交付金収入(予算額 294,000 千円)の内、  
2億円

ハロウィンジャンボ等 : 和歌山県交付金収入(予算額 156,000 千円)の全額

(※1) サマージャンボ等には、市町村振興宝くじ(通称:サマージャンボ)に8月発売のインターネット専用全国自治宝くじ(通称:クイックワン)の収益金を含む。

(※2) ハロウィンジャンボ等には、新市町村振興宝くじ(通称:ハロウィンジャンボ)に9月発売のインターネット専用全国自治宝くじ(通称:クイックワン)の収益金を含む。

**3 市町村職員等の研修助成事業(定款第4条第1項第3号)**

※予算額 14,550,000 円

住民サービスの質の向上を目的に、市町村職員の人材育成を支援する。

- (1) 市町村職員研修協議会が実施する市町村行政の専門的な研修事業に助成する。
- (2) 市町村職員中央研修所・全国市町村国際文化研修所・全国建設研修センター等が実施する専門的な研修へ派遣する市町村等に対して、研修助成金を交付する。
- (3) 和歌山県税務協議会が実施する市町村税務担当職員を対象とした専門的な研修事業に助成する。

#### 4 市町村関係団体助成事業（定款第4条第1項第3号）

※予算額 8,000,000 円

地方自治関係4団体である和歌山県市長会、和歌山県町村会、和歌山県市議会議長会、和歌山県町村議会議長会が実施する、市町村の振興に資する事業に助成する。

#### 5 調査研究事業（定款第4条第1項第4号）

※予算額 650,000 円

和歌山県内市町村の行財政に係る各種基本的、基礎的データを網羅した資料集「市町村データブック」を作成し、県内自治体関係者の業務の一助とする。

#### 6 情報提供事業（定款第4条第1項第4号）

※予算額 3,300,000 円

和歌山県内各地を旅するナビゲータの女子二人の体験を通して、旅の楽しさとともに和歌山県の魅力を再発見してもらい、行ってみたい、見てみたい、食べてみたいと感じてもらえることをめざすラジオ番組の提供を行う。

（番組名） 「ラジオで女子旅」

和歌山放送 毎月最終土曜日・午前10時半～11時

「ウインズ平阪の紀州和歌山へ！」内で放送

#### 7 災害見舞金交付事業（定款第4条第1項第5号）

※予算額 10,000,000 円

風水害、火災、地震等、県内で災害が発生した際に、災害救助法の適用を受けた県内市町村を対象に、市町村が実施する災害復旧関連事業に支援するため、その被災した市町村に災害見舞金を交付する。

### ◇ 公益目的事業2・収益事業1

#### 和歌山県自治会館施設貸与事業（定款第4条第1項第6号）

##### (1) 公益目的事業2

※予算額 41,905,000 円

和歌山県内全市町村の共有財産で、市町村の振興と発展に寄与する施設として当協会が設置した和歌山県自治会館の円滑な管理運営に努めると共に、事務室及び会議室を公益目的で使用する官公庁や市町村関係団体等に貸与する。

##### (2) 収益事業1

※予算額 11,553,000 円

和歌山県自治会館の施設を有効利用するため、共済目的等で使用する官公庁

や市町村関係団体等に貸与する。

◇ その他

- (1) 市町村振興宝くじの発売にかかる広報宣伝 ※予算額 4,600,000 円  
サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじの販売促進を図るため、  
下記のとおり広報宣伝を実施する。  
(主な広報宣伝活動)  
・市町村広報誌掲載  
・県広報紙掲載  
・テレビスポット (テレビ和歌山)  
・ラジオスポット (和歌山放送)
- (2) 市町村振興宝くじの社会貢献広報 ※予算額 594,000 円  
サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじの社会貢献的性格につ  
いて、下記のとおり広報を実施する。  
(主な広報活動)  
・テレビスポット (テレビ和歌山)  
・ラジオスポット (和歌山放送)
- (3) ホームページの活用 ※予算額 106,000 円  
当協会の業務運営の透明性及び適正化を図るため、ホームページの活用にな  
る。
- (4) 地域活性化センター会費の負担 ※予算額 2,730,000 円  
一般財団法人地域活性化センター会費の市町村負担分を市長会及び町村会へ  
支出する。